

## 不登校児童生徒を支援する民間施設に係るガイドライン

### 民間施設の考え方及びガイドライン策定の理由

平成 29 年 2 月施行の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが示されました。

このため、静岡県教育委員会は不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保と、個々の状況に応じた支援の充実のために、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組むとともに、公的教育機関と民間施設の連携強化を図っていきます。公的教育機関と連携する民間施設が増え、これまで以上に結びつきが強まることで、不登校児童生徒自身や保護者の選択肢が広がることを目指しますが、民間施設との連携推進に当たり、学校、教育委員会が留意すべき点について、目安となるよう民間施設に係るガイドラインを策定することとしました。

このガイドラインは、公的教育機関と民間施設の連携に係るものであり、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではありません。学校や市町教育委員会においては、地域の実態等を考慮し、各民間施設への訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保されていることや、活動内容等を十分把握し、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているのかを、総合的に判断することが求められています。

#### 1 実施主体等

- (1) 実施主体は、法人・個人を問わない。
- (2) 実施者（代表者）は、不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解及び知識又は経験を有すること。
- (3) 不登校児童生徒の社会的な自立に向けた支援を行っていること。
- (4) 実施者（代表者）名、設立の趣旨、設置場所、連絡先等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。
- (5) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

#### 2 相談・指導の在り方について

- (1) 不登校児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導が行われていること。
- (2) 不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな様態がありうることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校等と連携するなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 不登校児童生徒の状況に応じたきめ細やかな指導体制が整備されているとともに、相談・指導の計画やその方法が明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- (4) 不登校児童生徒の学習支援や進路の状況等について、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

(5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

### 3 相談・指導スタッフについて

(1) 相談・指導スタッフ（以下「指導員等」という。）は、相談・指導に必要な知識、経験及び技能を有し、不登校児童生徒の指導に熱意を有していること。

(2) 実施者（代表者）は、不登校児童生徒への相談・指導に関する指導員等の資質向上に努めること。

(3) 専門的なカウンセリングなどを行う場合は、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導員等が指導にあっていること。

(4) 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活の指導に当たる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えた指導員等が配置されていること。

### 4 施設・整備について

(1) 学習や相談・指導の活動を行うに適した施設・設備が整備されていること。

(2) 施設・設備は、保健衛生上・安全上・管理上適切なものであること。

特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ不登校児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備が整備されていること。

### 5 学校、教育委員会と民間施設との関係について

(1) 不登校児童生徒のプライバシーに配慮の上、次に掲げる事項について施設から学校に情報提供が行われていること。

- ・施設への入所、施設からの退所
- ・出席状況や学習その他の活動の状況
- ・相談や指導の経過
- ・その他必要な事項

(2) 学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力の関係が保たれていること。

### 6 家庭との関係について

(1) 施設での相談・指導経過が定期的に保護者に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力の関係が保たれていること。

(2) 施設においてけが等が発生した場合の対応や保険制度などについて、保護者に対し十分に説明していること。

(3) 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がどのようなものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

### 7 その他

(1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。

(2) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体ではないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団をいう。) 又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

- (4) 連携の在り方について疑義が生じた場合は静岡県教育委員会義務教育課に相談し、協議すること。

(参考)

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」  
令和元年 10 月 25 日付元文科初第 698 号



- ・「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（別紙）」  
令和 5 年 11 月 17 日付 5 文科初第 1505 号



- ・居心地のよい環境チェックリスト【保護者活用版】  
令和 5 年 6 月作成 静岡県教育委員会

